



かけはし

第56号

令和7年3月14日

編集・発行
須賀川市農業委員会
TEL.0248-88-9165
(直通)



農林水産大臣賞を受賞

大東地区(大栗)の須田忠一さん(69才)を紹介します。
忠一さんは、令和6年7月に本宮市で開催された繁殖牛の品質や血統、発育状況などを競う「JAグループ和牛繁殖飼育者協議会全国農業協同組合連合会福島県本部共催令和6年度JAグループ福島肉用牛共進会」において、各支部で選抜された牛の中で、見事、最高賞の農林水産大臣賞を受賞しました。

繁殖牛の親牛は他より購入するのではなく、主に自家で産まれた牛を育て、血統を熟慮して繁殖させ、牛の品質向上を図った結果が、この度の受賞に繋がったのではないかとのことです。

現在、繁殖農家として親牛32頭、子牛20頭(子牛のままで売りに出す牛と親牛まで育てる牛)を飼育する傍ら、水稻3ha、飼料4haの作付けも行っていて、一部遊休農地になっていた農地に、飼料にするトウモロコシを栽培しているため、遊休農地の解消にもなっています。

今は、孫と一緒に牛へのエサやりが楽しみと語り、今後は、肥育農家(子牛を売りに出す先)に喜んでもらえるような子牛を育てていきたいとのことでした。

広報委員 関根 隆二

目次

- 表紙 1
- 農業委員・農地利用最適化推進委員活動紹介 2
- 農地パトロールを実施します 3
- 農地の転用には農業委員会の許可が必要です 3
- どんと焼き 3
- 農地の貸借・売買の手続きが変わります 4
- 編集後記・広報委員紹介 4

農業委員・農地利用最適化推進委員は こんな活動をしています!



令和6年度 県外研修・福島県 下農業委員会大会に参加して

広報委員 根本 充佳

昨年11月14日(木)に、令和6年度県外研修が新潟県長岡市で、翌15日に福島県下農業委員会大会が「ユラックス熱海」でそれぞれ開催され、農業委員13名、農地利用最適化推進委員12名、事務局2名の計、27名が参加しました。

長岡市は、人口256,084人で農家戸数5,750戸、農業従事者9,176人、経営耕地面積18,100haの規模となっています。

農業委員会は、農業委員24名(うち女性4名)、農地利用最適化推進委員52名(うち女性1名)農業委員会については毎月末、申請された議案書について農業委員のみを招集して審議を行っているとの説明を受けました。

農業者年金については、10月に研修会、特別会議を開催し、農繁期以降11、12月に加入推進強化期間としてパンフレットの配布、個別訪問などを行い、主に各地区の加入推進部長が、加入勧奨者名簿をもとに加入推進を行っているとのことでした。今回の研修成果を今後の委員活動に生かしていきたいと思えます。

令和6年度福島県下農業委員会大会

では、本県農業・農村の現状を踏まえて、先般の通常国会の中で食料・農業・農村基本法案が成立し、その中には食料保障に加え、担い手育成や農村復興、環境負荷低減やスマート農業等についての考え方が明記され、令和7年の通常国会において法案を提出し、食料安全保障の確立がより一層強化される旨の報告がありました。

また、県内の農業委員及び農地利用最適化推進委員の現場では、地域計画の策定に向けた取り組みが正念場を迎えており、農業委員を中心に話し受け手の意向把握、集落での合意形成に向けた話し合いへの積極的な協力などを確認しました。

他には、優良農業委員会等の大会表彰、東京大学大学院特任教授鈴木巨弘氏により「食料安全保障の観点から見た日本農業の現状と将来像」と題した記念講演が行われました。



農業委員会視察研修受け入れについて

広報委員長 橋本 孝一

昨年11月1日(金)に、喜多方市農業委員会28名が須賀川市を訪れ、視察研修を行いました。当市は会長をはじめ7名の各委員長等が出席し対応しました。研修の中で、喜多方市について次の説明を受けました。

喜多方市は、平成18年に5つの市町村が合併し、各地の地域を生かし「蔵の町」「ラーメン」「熱塩温泉」「山都そば」など、観光資源には事欠かない全国的な知名度を誇っています。農地面積は、喜多方市が8020ha、当市は7020haとほぼ同じといえる概要とはいえ降雪量も比較的少ない当市に対して、会津地方特有の豪雪と、中山間地特性の栽培内容など、基本的な農業観の差異を感じました。

意見交換会の中では、高齢化による管理不足と離農の加速化、鳥獣被害による耕作意欲の低下、水稲経営で親元就業となる場合に対する行政の支援が更に必要だといった意見などが活発に交わされ、どの地域でも抱える農地、農業問題は大同小異なのかと感じられました。

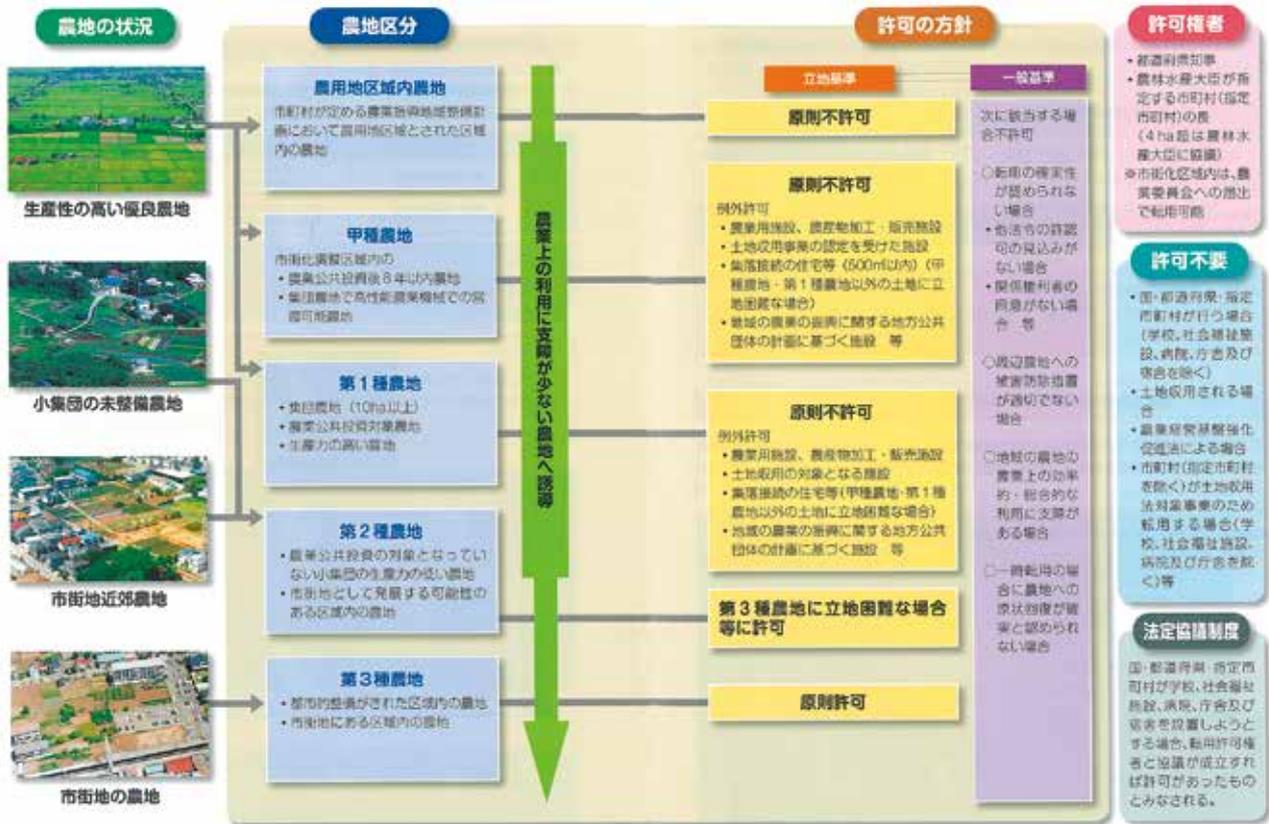
本年度は他に、山形県鶴岡市農業委員会が、農業者年金の加入推進をテーマに、当市を訪れました。

農地パトロールを実施します!

農業委員会では、遊休農地の実態把握と違反転用を防止するため、毎年6月～8月にかけて、各地域の農業委員と農地利用最適化推進委員が、農地のパトロールをしています。今年も市内各地で行いますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

農地の転用には 農業委員会の許可が必要です!

農地を転用するには、許可申請をする必要があります。許可には、農地区分ごとに立地基準と一般基準があります。くわしくは農業委員会事務局までご相談ください。



どんと焼き

浜尾地区のどんと焼きが1月8日、同地区の鹿島神社で行われました。正月のしめ飾りなどを燃やす伝統行事で、当日の早朝から火がともされ、パチパチと音を立てながらゆっくりと燃え上がりました。区役員と神社役員が、一年の無病息災を願って炎を囲んでいました。

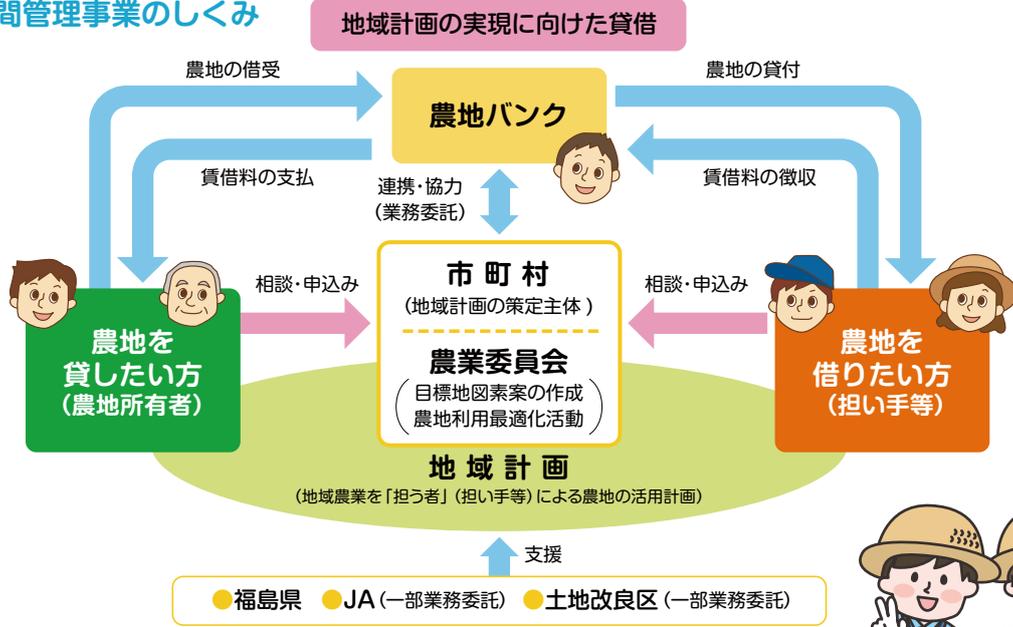
広報委員 有我 康志



農地の貸借・売買の手続きが変わります

農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積計画による貸借・売買は、令和7年3月をもって廃止となりました。4月からの農地の貸借・売買は農地法第3条許可または農地中間管理機構（農地バンク）経由での手続きとなります。

農地中間管理事業のしくみ



メリット (協力金等は一定の条件を満たす必要があります)

<h3>①地域のメリット</h3> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域の農業の発展が期待できます。 ◆「地域集積協力金」が交付されます。 	<h3>②出し手のメリット</h3> <ul style="list-style-type: none"> ◆安心して農地を貸し出せます。 ◆農業者年金の加算付年金を受給できます。 ◆贈与税・相続税の納税猶予が継続できます。 ◆要件を満たす場合は固定資産税の軽減措置が受けられます。 	<h3>③受け手のメリット</h3> <ul style="list-style-type: none"> ◆出し手の事情(相続等)に煩わされることなく、長期の借入が可能となり、農地の集約化により経営が効率化します。 ◆多くの出し手との契約でも、賃借料の精算は農地バンクが行うので事務が軽減されます。 ◆さまざまな補助事業において、農地バンクの活用実績が必須条件とされたり、採択ポイントアップや補助金額が加算される仕組みとなっています。 <p>(詳しくは農林事務所・農業普及所へ)</p>
---	---	---

広報委員紹介

- ◆橋本 孝一(委員長・小塩江地区)
- ◆吉田 和男(副委員長・西袋地区)
- ◆関根 隆二(大東地区)
- ◆古川 修一(岩瀬地区)
- ◆有我 康志(浜田地区)
- ◆宗像 敏雄(稲田地区)
- ◆根本 充佳(仁井田地区)
- ◆森田 正樹(長沼地区)



広報委員 宗像 敏雄

編集後記

暖かい陽気となり、農家の皆さまにおかれましては、何かと忙しい時期になってきたのではないのでしょうか。

近年、異常気象による温暖化の影響で、春と秋が足早に去っていくような気がしますが、自然災害が本年も無い事を願うばかりです。農業を取り巻く環境は、農業資材の高騰、農業従事者の高齢化など様々な問題が山積しており、経営を圧迫しています。

本市農業委員会として、「広報」かけしを通して、情報を発信していきますので、農家の皆さまの身近な情報提供をお願いいたします。